

札幌市

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、資源が循環して利用される社会の形成、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(6) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

（一般廃棄物処理計画に基づく処理）

第28条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

（一般廃棄物処理実施計画の告示）

第29条 市長は、市が行う一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者に対し必要な協力を促すため、前条の一般廃棄物処理計画のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に規定する実施計画を告示するものとする。実施計画を変更したときも、同様とする。

（市が処理する一般廃棄物）

第30条 市は、家庭廃棄物を処理するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

(排出日時等の遵守義務)

第31条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者等」という。）は、自ら処分できない一般廃棄物を排出しようとするときは、市の定める排出日時、排出場所、排出方法等を遵守しなければならない。

2 前項の排出場所のうち、市が家庭廃棄物を定期的に収集するための家庭廃棄物の一時的な排出場所（以下「ごみステーション」という。）の位置は、別に定めるところにより、ごみステーションを利用しようとする市民が、市長と協議の上、定めるものとする。

(家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第31条の3 市（市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）以外の者は、ごみステーションに排出された家庭廃棄物のうち市長が指定するものをごみステーションから収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、同項の市長が指定する家庭廃棄物をごみステーションから収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

(罰則)

第54条 第31条の3第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

さいたま市

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び浄化槽法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再生利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること及び資源として利用することをいう。

(2) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、及び廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第21条 市長は、法第6条第1項の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、告示するものとする。

2 市長は、前項の一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

（家庭系廃棄物の処理）

第22条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

（収集、運搬又は処分の委託）

第23条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務を適当と認める者に委託することができる。

（家庭系廃棄物の排出方法）

第26条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を分別し、所定の場所に適正に排出しなければならない。

(資源物の所有権等)

第26条の2 前条第1項の規定により排出された家庭系廃棄物のうち、再生利用を目的として分別して収集する資源物で規則で定めるもの(次項において「資源物」という。)の所有権は、市に帰属する。

2 市又は市長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

千葉市

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、市民の健康で快適な生活を確保するためには、廃棄物の発生を可能な限り抑制し、その再利用の徹底を図り、資源循環型社会を実現することが必要であることにかんがみ、千葉市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、廃棄物の減量、適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第8条 市長は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。

（廃棄物の排出）

第20条の2 占有者等は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭系廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定排出物の収集又は運搬の禁止等)

第20条の4 市長又は市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所（以下「ごみステーション」という。）に排出された家庭系廃棄物のうち、市長が指定するもの（以下「指定排出物」という。）の収集又は運搬をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して指定排出物の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬に係る指定排出物を原状に回復すること及び当該ごみステーション又は当該ごみステーション以外の他のごみステーションに排出された指定排出物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

3 市長は、第1項の規定に違反して指定排出物の収集又は運搬をした者に対し、当該収集又は運搬に係る指定排出物を原状に回復すること及び当該ごみステーション又は当該ごみステーション以外の他のごみステーションに排出された指定排出物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

4 市長は、第2項又は前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(千葉市行政手続条例の適用除外)

第51条 第20条の4第2項の規定による命令については、千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号）第3章の規定は、適用しない。

第10章 罰則

第53条 第20条の4第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第54条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

横浜市

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するためには、資源を循環利用し、かつ、廃棄物の発生を限りなく抑制する社会の実現を目指して総合的な廃棄物対策を的確に実施する必要があることにかんがみ、これに対応するため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。
- (3) 資源物 廃棄物のうち紙類、布類、金属類、びん類その他規則で定めるものをいう。
- (4) 資源集団回収 自治会、町内会等の営利を目的としない団体が、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集又は運搬を行うことをいう。
- (5) 資源集団回収登録団体 規則で定めるところにより市長が行う登録を受け、資源集団回収を行う団体をいう。

（横浜市の責務）

第3条 横浜市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

（家庭から排出される廃棄物の排出）

第25条の2 占有者等は、法第6条第1項の規定により横浜市が定めた一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

~~（家庭から排出された廃棄物の所有権）~~

~~第25条の4 一般廃棄物処理計画に従って家庭から排出された廃棄物の所有権は、横浜市に帰属するものとする。~~

(廃棄物の持ち去りの禁止等)

第25条の4 横浜市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。

2 資源集団回収登録団体を構成する者又は資源集団回収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、資源集団回収登録団体が資源集団回収を実施するために指定した場所に排出された資源物を持ち去ってはならない。

3 市長は、第1項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

(罰則)

第51条 第25条の4 第3項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

相模原市

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生及び排出の抑制等による減量化、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持を推進することにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例による。

- (1) 資源化 再使用及び再生利用することをいう。
- (4) 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

（一般廃棄物処理計画）

第4条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 3 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

（家庭系廃棄物の排出）

第15条 市民は、家庭系廃棄物を一般廃棄物処理計画の定める分別の方法に従い、同計画に定める所定の場所（以下「集積場所」という。）に適正に排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（家庭系廃棄物の処理）

第23条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生利用することを含む。以下同じ。）しなければならない。

（特定の者以外の者による収集又は運搬の禁止）

第28条 市及び市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者以外の者は、集積場所に排出された古紙、ガラスびん、缶等資源化の対象となる物として市長が指定するものを収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

(罰則)

第58条 第28条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前2条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の罰金刑を科する。

新潟市

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、資源循環型社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(3) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(6) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(9) 再利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること、又は資源として利用することをいう。

(10) 資源物 市が行う廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。

(11) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市長は、法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めた場合は、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更した場合も、同様とする。

（家庭系廃棄物の処理）

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

（家庭系廃棄物の排出方法等）

第17条 市民は、自ら処理しない家庭系廃棄物については市の一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、保管し、及び排出しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物を排出する場合は、規則で定める排出方法を遵守し、市民が設置する家庭系廃棄物の集積場（以下「ごみ集積場」という。）等へ持ち出さなければならない。

3 ごみ集積場は、あらかじめ市長に届け出て、市民が共同で設置するものとし、市民は、清掃を行う等により、そのごみ集積場の清潔の保持に努めなければならない。

（家庭系廃棄物の収集又は運搬の禁止等）

第18条 市及び規則で定める者以外の者は、ごみ集積場に排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、家庭系廃棄物を収集し、又は運搬しないように命ずることができる。

（新潟市行政手続条例の適用除外）

第47条 第18条第2項の規定による命令については、新潟市行政手続条例（平成9年新潟市条例第2号）第3章の規定は、適用しない。

（罰則）

第49条 第18条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

名古屋市

名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の減量を目的として市民が市と協働で行う古紙の集団回収の円滑な実施を確保するため、古紙の持ち去り防止について、第三者による古紙の収集及び運搬の禁止その他の必要な事項を定めるものとする。

（古紙の収集又は運搬の禁止）

第2条 集団資源回収実施団体（名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）第12条に規定する集団回収等の廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動を行う団体のうち古紙の集団回収を行う団体として市長が指定した者をいう。）が指定した者以外のものは、所定の場所（集団資源回収実施団体が指定して市長に届け出た場所をいう。）に排出された古紙を収集し、又は運搬してはならない。

（市の講ずべき措置等）

第3条 市は、前条の規定により禁止される行為を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて関係機関等に協力を求めるものとする。

（勧告及び命令）

第4条 市長は、第2条の規定に違反して古紙を収集し、又は運搬する者に対し、これらの行為をしないよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対して、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（公表等）

第5条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により公表した情報を関係機関等に提供することができる。

（過料）

第6条 第4条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

京都市

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持（以下「廃棄物の減量等」という。）を図るために必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（本市の責務）

第3条 本市は、廃棄物の減量等を図るために必要な施策を実施するとともに、廃棄物の減量等に関する事業者及び市民の意識の啓発を図らなければならない。

（一般廃棄物処理計画の告示）

第16条 市長は、法第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、告示するものとする。

（占有者等の自己処理の基準等）

第18条

- 2 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物（排出禁止物及び特別管理一般廃棄物を除く。）については、一般廃棄物処理計画に従って適正に分別し、所定の場所に集める等本市が行う一般廃棄物の処理に協力しなければならない。

（特定資源ごみ等の収集又は運搬の禁止等）

第18条の2 本市及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画において定められた場所に置かれた次に掲げる一般廃棄物（以下「持去り禁止ごみ」という。）を無断で収集し、又は運搬することにより、本市が法及びこの条例に基づき持去り禁止ごみを適正に処理しなければならない義務を適切に履行することを妨げてはならない。

- (1) 市長が指定する袋に入れられた別表第1備考1に規定する特定資源ごみ（プラスチック製の容器及び包装を除く。）

- (2) 本市が収集する粗大ごみ

- 2 市長は、前項の規定に違反して、持去り禁止ごみを無断で収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為の中止、当該無断で収集し、又は運搬した持去り禁止ごみの返還その他の必要な措置を採ることを命じることができる。

別表第 1 備考

- 1 「特定資源ごみ」とは、市長が指定する缶，ガラスびん，ペットボトル並びにプラスチック製の容器及び包装をいう。

岡山市

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、資源循環型の社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第8条 市長は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づいて、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。

（市の一般廃棄物の処理）

第18条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

（収集又は運搬の禁止等）

第21条の2 第24条第3項の規定により設置されたごみ集積場に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶その他再利用の対象となる物として市長が規則で指定するものについては、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して、収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（家庭系廃棄物の排出方法等）

第24条 市民は、自ら処分しない家庭系廃棄物については、市の処理計画に従い、適正に分別し、保管し、及び排出しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物（粗大ごみを除く。）を排出する場合は、規則で定める排出日時及び排出方法を遵守し、所定の集積場へ持ち出さなければならない。

3 前項に規定する家庭系廃棄物の集積場は、あらかじめ市長の同意を得て、市民が共同で設置するものとし、当該市民は清掃を行うこと等により、その集積場を適切に管理しなければならない。

第9章 罰則

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第21条の2第2項の規定による命令に違反した者

（両罰規定）

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

熊本市

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の適正処理及び減量化を促進することにより、良好な生活環境を形成し、もって市民の快適な生活に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

- (1) 定期収集家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。次号において同じ。）のうち、市が法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）により定期的に収集することとしたものをいう。
- (3) 収集場所 市が定期収集家庭廃棄物を収集する場所をいう。

（市の責務）

第3条 市は、廃棄物の適正処理及び減量化を促進するため、処理施設の整備、再資源化等の啓発その他必要な施策を総合的に講ずるものとする。

（一般廃棄物の搬出方法等）

第10条 市民は、定期収集家庭廃棄物を市の定期の収集により処分しようとする場合は、適正に分別し収集場所に搬出する等、市が行う処理に協力しなければならない。

- 3 市民は、定期収集家庭廃棄物のうち、規則で定める燃やすごみ（以下「燃やすごみ」という。）及び規則で定める埋立ごみ（以下「埋立ごみ」という。）を市の定期の収集により処分しようとするときは、指定収集袋に収納し、収集場所に搬出しなければならない。ただし、指定収集袋に収納することができないもので規則で定めるものについては、規則で定める方法により、収集場所に搬出しなければならない。

（一般廃棄物の収集の届出）

第11条 定期収集家庭廃棄物の収集を受けようとする市民は、収集場所について、相当数の世帯ごとに、あらかじめその代表者が市長に届け出なければならない。

（収集場所の管理）

第12条 前条の収集場所は、これを利用する者が管理しなければならない。

（資源物等の収集運搬の禁止等）

第12条の2 市及び規則で定める者（以下「市等」という。）以外の者は、収集場所に搬出された定期収集家庭廃棄物のうち、新聞紙、缶その他再資源化等の対象となる物として規則で定めるもの（以下これらを「資源物等」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市は、市民と協力することにより、市等以外の者が前項の規定に違反して資源物等を収集し、又は運搬することがないように必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、市等以外の者が第1項の規定に違反して、資源物等を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（熊本市行政手続条例の適用除外）

第19条 第12条の2第3項の規定による命令については、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）第3章の規定は、適用しない。

（罰則）

第21条 第12条の2第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

福岡市

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること並びに資源循環型社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 家庭において生じた廃棄物で次号に規定する事業系廃棄物以外の廃棄物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第5条 市長は、法第6条第1項の規定により本市の区域内における一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

（市の一般廃棄物処理）

第17条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

（土地又は建物の占有者の義務等）

第20条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

